

陳情第20号	平成23年11月22日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実に関する件
陳情要旨	
<p>東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者の救援や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっています。国や地方自治体の職員は大震災発生直後から懸命の救援活動に当たり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。このように、今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。</p> <p>国の機関では大震災からの復旧・復興に当たり、被災地への応援派遣を初め、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。しかし、政府は「地域主権改革」を声高に主張し、4月28日には「地域主権改革」関連3法案を成立させ、第2次一括法案の審議を粛々と進めています。また、昨年12月に閣議決定した「アクション・プラン」に基づき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしています。独立行政法人についても、昨年12月に閣議決定した「基本方針」で削減・廃止を前提の見直しを画策しています。さらには、大震災からの復興を機に、財界みずから「究極の構造改革」と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。</p> <p>東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により今後の地震活動が活発化する危険性も指摘される中で国に求められることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り安心・安全を確保する責任と役割を發揮することです。</p> <p>出先機関の廃止を初めとする「地域主権改革」や独立行政法人の廃止は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに国民的要求にも背くものです。復興対策を強力に推進する上でも、否定的な影響をもたらすと言わなければなりません。</p> <p>つきましては、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により国会</p>	

及び関係行政庁に対して意見書を提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「地域主権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直し、「公共サービス改革」などにより、行政サービスの低下を招くことがないようにすること。
2. 国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や独立行政法人の削減・廃止を前提とする見直しは白紙に戻し、国と地方が協力して住民の安心・安全を確保する観点から、国と地方の責任と役割を再検討すること。
3. 防災対策など住民の安心・安全を確保するために必要な、国の出先機関の体制・機能の充実を図ること。